

○厚生労働省令第十二号

労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第二十七条第一項及び第百三条第一項並びに民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十六年法律第四百十九号）第三条第一項及び第四条第一項の規定に基づき、特定化学物質障害予防規則及び作業環境測定法施行規則の一部を改正する省令及び厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年一月二十六日

厚生労働大臣 田村 憲久

特定化学物質障害予防規則及び作業環境測定法施行規則の一部を改正する省令及び厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令の一部を改正する省令

（特定化学物質障害予防規則及び作業環境測定法施行規則の一部を改正する省令の一部改正）

第一条 特定化学物質障害予防規則及び作業環境測定法施行規則の一部を改正する省令（令和二年厚生労働

省令第八十九号)の一部を次の表のように改正する。

改正後	改正前
附 則 (測定等に関する経過措置) 第二条 令和三年四月一日から令和四年三月三十一日までの間、第一条の規定による改正後の特定化学物質障害予防規則(次項及び次条において「新規則」という。)第三十八条の二十一第二項の規定の適用については、同項中「金属アーク溶接等作業を継続して行う屋内作業場において、新たな金属アーク溶接等作業の方法を採用しようとするとき、又は当該作業の方法を変更しようとするときは、あらかじめ」とあるのは「令和四年三月三十一日までに」と、「当該金属アーク溶接等作業」とあるのは「金属アーク溶接等作業」と、「当該作業場」とあるのは「当該金属アーク溶接等作業を継続して行う屋内作業場」とする。 2 前項の期間内における新規則第三十八条の二十一第八項の規定の適用については、同項中「第二項又は第四項」とあるのは、「特定化学物質障害予防規則及び作業環境測定法施行規則の一部を改正する省令(令和二年厚生労働省令第八十九号)附則第二条第一項の規定により読み替えて適用する第二項」とする。 第三条 新規則第三十八条の二十一第二項に規定する屋内作業場については、令和四年三月三十一日までの間は、同条第三項、第四項、第六項及び第十項(同条第六項の呼吸用保護具の使用に係る部分に限る。)の規定は、適用しない。 2 新規則第三十八条の二十一第二項に規定する屋内作業場については、令和五年三月三十一日までの間は、同条第七項の規定は、適用しない。	附 則 (測定等に関する経過措置) 第二条 令和三年四月一日から令和四年三月三十一日までの間、第一条の規定による改正後の特定化学物質障害予防規則(次条において「新規則」という。)第三十八条の二十一第二項の規定の適用については、同項中「金属アーク溶接等作業を継続して行う屋内作業場において、新たな金属アーク溶接等作業の方法を採用しようとするとき、又は当該作業の方法を変更しようとするときは、あらかじめ」とあるのは「令和四年三月三十一日までに」と、「当該金属アーク溶接等作業」とあるのは「金属アーク溶接等作業」と、「当該作業場」とあるのは「当該金属アーク溶接等作業を継続して行う屋内作業場」とする。 (新設) 第三条 新規則第三十八条の二十一第二項に規定する屋内作業場については、令和四年三月三十一日までの間は、同条第三項、第四項、第六項から第八項まで及び第十項(同条第六項の呼吸用保護具の使用に係る部分に限る。)の規定は、適用しない。 (新設)

（厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令の一部改正）

第二条 厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令（平成十七年厚生労働省令第四十四号）の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改 正 後		改 正 前	
別表第一（第三条及び第四条関係） 表一		別表第一（第三条及び第四条関係） 表一	
(略)	特定化学物質障害予防規則	(略)	特定化学物質障害予防規則
	(略)	(略)	(略)
	第三十八条の十九第十九号の規定による記録の保存	(略)	第三十八条の十九第十九号の規定による記録の保存
	第三十八条の二十一第七項の規定による記録の保存	(新設)	(新設)
	第三十八条の二十一第八項の規定による記録の保存	(新設)	(新設)
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	粉じん障害防止規則（昭和五十四年労働省令第十八号）	(略)	(略)
		(新設)	(新設)
		第六条の四第三項の規定による記録の保存	第六条の四第三項の規定による記録の保存
(略)	第十八条の規定による記録の保存	(略)	第十八条の規定による記録の保存

(略)	
表二丁表四 (略)	
別表第二(第五条、第六条及び第七条関係)	
(略)	
特定化学物質障害予防規則	(略)
	第三十八条の十九第十九号の規定による記録
	第三十八条の二十一第七項の規定による記録
	第三十八条の二十一第八項の規定による記録
(略)	(略)
粉じん障害防止規則	第六条の四第三項の規定による記録
	第十八条の規定による記録
(略)	(略)

(略)			
表二丁表四 (略)			
別表第二(第五条、第六条及び第七条関係)			
(略)			
特定化学物質障害予防規則		(略)	
		第三十八條の十九第十九号の規定による記録	(新設)
		(新設)	
(略)		(略)	(略)
(略)			
粉じん障害防止規則		(新設)	第十八條の規定による記録
		(略)	

(略)

(略)

附 則

この省令は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は、令和三年四月一日から施行する。